



【お問合せ先】
KPMG 税理士法人
[Unsubscribe](#)
[Contact Us](#)

KPMG Tax メールマガジン

No.83 – November 11, 2014

税務情報

このメールマガジンでは、国税庁から公表された質疑応答事例及び消費税・相続税に関する情報をお知らせします。

質疑応答事例の更新

11月5日、国税庁のホームページに掲載されている[質疑応答事例](#)が更新され、所得税－3問、源泉所得税－1問、相続税・贈与税－1問、財産の評価－4問、法人税－11問、印紙税－2問の計22問の事例が新たに追加されました。

追加された事例には、たとえば以下のものがあります。

【所得税】

- [被買収会社の従業員に付与されたストックオプションを買収会社がい取りする場合の課税関係](#)

【法人税】

- [中小企業投資促進税制\(租税特別措置法第42条の6\)の特定生産性向上設備等の判定について](#)
- [生産性向上設備投資促進税制\(租税特別措置法第42条の12の5\)の適用対象資産を2以上取得した場合の特別償却と税額控除の選択適用](#)
- [生産性向上設備投資促進税制\(租税特別措置法第42条の12の5\)の適用対象資産について供用事業年度後の事業年度に国庫補助金等の圧縮記帳制度の適用を受ける場合の取得価額の取扱い](#)
- [買換資産が分譲マンションの複数の専有部分\(部屋\)である場合の面積要件の判定](#)

上記のほか、組織再編成に係る質疑応答事例(三角合併や三角分割に関するもの等)も掲載されています。

消費税率 10%への引上げに関する情報

消費税率 10%への引上げに関し、下記の 2 つの情報が国税庁から公表されました。(再引上げが来年 10 月に予定どおり行われた場合を想定したものとなっています。)

[平成 27 年 10 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いについて\(法令解釈通達\)](#)

消費税率 10%への引上げに係る経過措置の取扱いに関する法令解釈通達です。消費税率が 5%から 8%へ引き上げられた際に発遣された通達とほぼ同様の内容です。

[消費税法令の改正等のお知らせ～税率引上げに伴う経過措置について～\(PDF 251KB\)](#)

9 月 30 日に公布された改正消費税法施行令([KPMG Tax メールマガジン No.79 - October 1, 2014](#))に含まれる経過措置の内容を中心に解説するパンフレットです。

相続税のあらまし等の公表

11 月 10 日、国税庁は「[相続税の仕組みの分かりやすい解説『相続税のあらまし』](#)」というページをホームページに開設し、下記の 2 つの資料を掲載しました。

[相続税のあらまし\(平成 27 年分用\)\(PDF 407KB\)](#)

相続税の仕組みを図入りで簡単に解説する、全 4 ページの資料です。

[相続税の申告要否の簡易判定シート\(平成 27 年分用\)\(PDF 2,052KB\)](#)

画面上、法定相続人の人数や相続財産等のおおよその金額を入力することにより、課税価格の合計額や基礎控除額が自動的に計算されるため、相続税の申告の要否を簡便的に確認することができます。

info-tax@jp.kpmg.com

Privacy & Disclaimer

<http://www.kpmg.com/jp/ja/pages/legal.aspx>

<http://www.kpmg.com/jp/ja/pages/privacy.aspx>

KPMG Tax Corporation, Izumi Garden Tower, 1-6-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6012

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.